時事新報

第千二百七十一號
明治十九年五月十日　月曜日
舊丙戌四月七日　(庚午)
日出午前四時三十二分　日入午後六時五十二分　月入午前十時三十二分
滿潮午前九時四十四分　午後十時十分
(西暦一千八百八十六年)

社告

○時事新報豫約御購讀被成下候ニハ新報代價並ニ郵便税ヲ必ズ前金ヲ以テ御拂入被成下度候又前金相切レ候ヘハ其日限リ新報ノ遞送相見合セ候

○新報代價並ニ郵便税トシテ御送附相成候金員當方ニテ正ニ落手仕候節其都度書面ヲ以テ御通知ハ不申上其代リニ毎日御遞送申上候新報ノ帶封表面御名前ノ脇ニ(何月何日)ト記入仕置候間御覽可被成下候是ハ此日迄ノ新報代價並ニ郵便税トモ御拂濟相成居ルニ付此日マデハ新報遞送仕候ト申ス事ニ候

○郵便爲替又ハ銀行爲換等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候節當方ノ名宛ハ(時事新報社)ト致シ郵便爲換ナレバ(東京驛遞本局)ニテ受取ル、ベキ樣御取組被成下度候

○御住所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候儀御不便ノ御方ニ限リ時事新報代價並ニ郵便税共一錢又ハ二錢ノ郵便切手ニテ御拂入レ被成下候テモ苦シカラズ候

○時事新報豫約購讀ノ諸君ニテ住所御移轉等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所書ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目卅四番地時事新報社出張所の内へ御申越被成下度左候へば代價並遞送料を申受けず右見本御送り可申上候

時事新報

家屋改良

日本流の長袖、緩帶は不便利なり不体裁なり之を西洋風に改めざる可らず菜食は人生の榮養に適せず大に肉食を奬勵せざる可らずとは我輩が日本の衣食改良論として屢々本紙上に開陳せし所なるが今や論の順序として日本家屋改良の事を論せざる可らず元來我國の人民は消極節儉の經濟を尙び土階三等茅茨剪らずと云ひ上漏下濕環堵蕭然たりと云ひ枉げて居住の陋隘を珍重するが故に偶ま邸宅を修飾する者あれば輒ち外觀を裝ふと稱して窃かに其擧を指彈するのみならず又彼れ富商豪農の流は昔時財産の保護不安全にして動もすれば御用金の沙汰ありしを恐れ其富を隱すの一法として故らに其家屋を質素にしたるの舊套を守り良賈は虛しきが如し抔とて構變の鉅大を嫌ふもの少なからざり且つ我國の風として家屋は木と泥とより成り造作建築を土木の功と稱する程の次第にて古來煉瓦石屋の建築なかりしが故に今日にても尙其建築者に乏しく層閣大館の石造に至れば外國建築家の手を仮らざるを得ざる斯かる事の始末あれば首府東京の中にても屋宇の壯麗を以て人に誇る能はず試に高阜に上て俯瞰すれば幾萬の人家概ね泥塊木屑ならざるは石屋櫛比の盛觀あらし又我國一般の風として財産地位の富貴に比して其家屋割合に美ならず例へば銀行商館等双方同一の資本を有するものにても日本と西洋とを比較すれば其家屋の有樣に非常の懸隔あるが如し又双方同等なる官吏等の家屋に於ても彼此同日の談に非ず數年前の事なりとか日本人某英國に宦遊し歸朝の際兼て親交の英人に向て他年一日若し日本に來遊するとあらば必ず弊廬を訪る可しと云々と約したりしに右の英人は其後事ありて日本に來りたりしかば遂に前約を踐で某の家を訪はんとし先づ其住處は東京何區なりと聞き彼れ英國に在て曾て何官を勤めしかば家屋も隨分宏壯ならんと意中其模樣を畫き漸く門前に到て見れば何ぞ料らん竹垣板戶蕭然たる陋巷の寓居なれば英人は日本の官吏が職位に比して其居住の粗末なるに呆れたりとの奇談あり蓋し此奇談は唯此官吏のみの奇談に非ず紳士紳商其他一般人民の家屋住居も大抵右同斷にして西洋人の目より見たらば共に案外の觀を爲すことならん昔時鎖國蟄居の世には家屋の外觀は單に內國人の眼に映ずるまでなれば左程に掛念するにも足らざれども外交頻繁の今日にては衣服居住の精粗美惡は外國人の眼に映じて恰かも我文明の度を表するが故に家屋の粗末なるは一種の國辱たるを免れず加之家も亦人身の城郭なり堅牢美麗安全にして然かも健康快樂に適當するを要す日本流の木造家屋坐住居宅は美麗の點より云ふに茶室床の間の風雅清致なる或は小奇麗と云へる評を下すことを得べけれども雄麗壯觀とは云ひ難き一聲の鬱陶屋宇は爐に歸し家財烏有となる盜賊の侵入を防ぐにも四分板の雨戶一枚の外に恃むべきものなきが如きは安全堅牢なりとは申すべからず障子は風に破れ椽側は雨に濡れ冬は寒を防ぐべからず夏は暑を避くべからざるも爭でかあれを健康快樂に適當するものといふを得ん風雨寒暑に恐怖して其所に安んぜず人身の重きを忘れて健康快樂を意に介せざる野蠻の境界を距る遠からざるものなりとて人に嘲笑せらるゝも是非なき次第にて自から文明開化の人と稱する者の所爲として餘り不甲斐なき次第なれば家屋の模樣を西洋風に變じ人身の城郭を石造にするとは今日本人の急務なりと云ふ可し然るに此煉瓦石造の法は其傳來遠からず東京府下にては明治三年に至るまで煉瓦石造家屋の建築を見ず當時內國人中に西洋風の造家學を研究せしものなく洋風家屋は果して堅牢なりや便利なりやを知る能はざりしが外國人の勸告に任せ當局者は實地試驗の思想を以て明治三年分析場即ち辰ノ口第一勸工場内に在る煉瓦の一棟を起工し同四年に至りて竣功したり同年以後煉瓦石屋の建築陸續相起りしが其建築設計書は概ね英佛人の手に係り其日本人の計畫に係るは明治九年林氏が中央電信局を建築せしに始まると云ふ爾後日本人中にも追々に造家師を出すと爲り煉瓦石造家屋の建築も亦頗る容易なるに至りたれば家屋改良の企望空しからざると雖ども今日の實際種々の故障に因りて速に此企望を達する能はざるは我輩の遺憾とする所なり

(未完)

官報

○辭令

警察本署長被仰付　一等警視　足立利綱
警察本署次長被仰付　一等警視　小原重哉
警察本署事務員被仰付　三等警視　永澤正常
　一等警視　園田安賢
　三等警視　杉本重遠
　四等警視　中村與八
(各通)
參事官被仰付(以上五月七日警視廳)

○通貨ノ事歷(去月七日ノ續)

外國公使再應寄書ノ後四週間ヲ過クルモ我カ外務長官ハ尙之カ決答ヲ爲サヽリシヲ以テ外國公使ハ第三同ノ公書(千八百六十九年四月二日我カ明治二年二月二十八日付)ヲ致シテ我カ決答ヲ促カス是ニ於テ我カ外務長官ハ各國公使ニ答ヘテ曰ク惡金銀流行ノ評說由リテ起ル所ヲ推糺シ及之ヲ監察スルノ權ハ擧ケテ在大阪外國官副知事大隈八太郎ニ委任セリ故ニ大隈カ大阪ヨリ東京ニ歸ルヲ俟ナテ應ニ貴問ニ答フヘシ」但シ現行ノ貨幣中或ハ其ノ均量ヲ失ヘル者アルヲ以テ今般已ニ令シテ二分金貨一分銀貨ノ鑄造ヲ停止セシメ自今決シテ復之ヲ鑄造スルヿ無シ若シ夫レ諸藩其ノ他或ハ私ニ貨幣ヲ鑄ル者アラハ當ニ我カ國法ニ付シテ處スルニ嚴科ヲ以テスヘシト(二年二月晦日付西暦千八百六十九年四月四日付公信)幾ハクモナクシテ大隈參與東京ニ歸リ(四月失日)專ヲ惡金處分ノ策ヲ講スト雖未タ外國公使ニ向ヒテ決答ヲ爲スニ遑アラス五月大ニ五等官以上ノ官員ヲ東京城ニ召集シテ會議ヲ開キ天皇陛下親ク之ニ臨御シ勅問書ヲ下シテ財政及外交改良ノ意見ヲ諮問セラル而シテ贋惡金銀貨處分　件即私鑄ヲ嚴禁シ贋金ノ通用停止スルノ措置其ノ問題ノ第一項ニ居レリ當時大臣以下群臣此ノ會議ニ列シテ勅問ヲ奉シ贋惡金銀ノ處分問題ニ就キテ何樣ノ答議最其ノ樞位ヲ占メタリシ乎文書闕乏シテ之ヲ追徵スルニ由ナシ然レモ此ノ會議ノ後政令上ニ發セシ所ノ贋金處分ニ關スル事件若クハ其ノ現象ヲ以テ之ヲ推セハ當時勅問ニ奉對セシ答議ノ要點ハ何クニ在リシ乎モ亦大概想見スヘキナリ今左ニ布告文(二年五月廿八日ノ布告)ヲ揭ケテ參看ニ供ス

金銀貨幣ハ天下ノ至寶ニシテ四民ノ賴リテ以テ其生ヲ營ム所ノ者ナリ然ルニ近年私ニ贋金ヲ鑄造シテ內外ニ流布シ甚シキニ至リテハ兩換商等私ニ其時價ヲ設ケテ以テ贋金ヲ賣買スル輩アリト聞ク是レ國憲ヲ蔑如スル者ナリ今後兩換商等ヲ始メ一般商買ニ至ル迄苟クモ贋金ヲ受授行使スル者アラハ必ス之ヲ處スルニ嚴刑ヲ以テセン若シ此種ノ犯者ヲ看出ス時ハ何人ヲ問ハス速ニ之ヲ捕ヘテ官府ニ告訴セヨ

此ノ時ニ當リテ各外國公使ハ頗ル我カ國濫惡貨幣處分ノ遷延ヲ慍リ急ニ我カ輔相以下諸大臣ト會シ以テ其ノ處分ヲ商議セント請ヒ豫メ外國官副知事寺島陶藏ノ手ヲ經テ其ノ商議ノ問題大意ヲ寄ス其ノ書左ノ如シ

日本國內通用濫惡貨幣ノ處分ニ就キ商議條款大意書(千八百六十九年八月十三日即我カ明治二年七月六日付)

日本通用金貨ノ品質良惡混淆シテ大ニ貿易上ノ妨害ヲ爲ス因テ速ニ下項ノ各欵ヲ處置スル爲ニ各國公使等三條輔相岩倉議定澤外國官知事各位ト面晤センヿヲ要ス」其一 從來天皇政府若クハ德川氏若クハ各藩カ鑄造セル所ノ一分判銀貨及ヒ二分判金貨ハ之ヲ日本國內ノ通用貨幣ト爲シ而シテ將來天皇政府カ適當ト認定スル貨幣ヲ新鑄シテ之ニ兌換スルニ至ル迄ハ現行ノ貨幣ヲ普ク國內ニ通用シ決シテ阻障無カル可キ旨ヲ天皇政府カ確保スルヲ要ス」其二 外國人如クハ日本人ヨリ日本政府ニ納致スル地税如クハ他ノ抽税ニ於テ一分銀貨若クハ二分金貨ヲ充用スルモ阻障無ク之ヲ收領ス可キヿヲ天皇政府カ證明スルヲ要ス」其三 日本貨幣ノ鑄造ニ關シテ天皇政府カ施爲セシ順序ハ今回ノ應接ニ於テ各位ヨリ各國公使ニ詳告スルヲ要ス」抑右事項ノ辯解ヲ與フヘキ事ハ向ニ外國官知事及ヒ會計官知事等之ヲ外國公使ニ要約シテヨリ已ニ三月餘ヲ經過スルモ尙未タ之ヲ果サス是レ特ニ督促ヲ爲ス所以ナリ

政府ハ右英國公使ノ書ヲ獲テ更ニ其ノ會議談判ノ期日ヲ十二日ト定メ期ニ及テ三條右大臣、岩倉大納言、澤外務卿、寺島外務大輔、大隈大藏大輔、伊藤大藏大丞ハ英、佛、米、獨、伊、五箇國ノ公使ト共ニ高輪應接所ニ會シテ我カ濫惡貨幣ノ處分ヲ談判ス其ノ問答ノ大要左ノ如シ

(一)問　前日豫メ寺島公ニ交付シタル議事問題書ヲ以テ條欵ヲ分チテ諮問セシ所ノ贋金處分ノ決答如何(問ハ皆外國公使以下之ニ同シ)

答　贋金流布ノ一事ハ豈獨リ外國人ニ關スルノミナランヤ內國人ニ對スルモ亦之ヲ忽カセニスヘカラス是レ幕府衰政ノ餘弊ニシテ今日復之ヲ分疏スルヲ要セス故ニ我政府ハ嚮ニ全國ニ布告シテ其ノ通用ヲ嚴禁セリ(答ハ皆我カ國官員ナリ以下之ニ同シ)

(二)問　日本政府カ其ノ贋金ノ通用ヲ禁止シタルヿハ今日始テ之ヲ聞ク

答　贋金ヲ通用スルハ從來國禁ニ屬ス然ルニ近年所在流布スルヲ以テ今後禁令ニ違背スル者ハ

殿ニ其
事ハ未
(三)問　贋金
モ亦多少
ノ無キ
答　此
(四)問　贋金
答　贋金
嚴禁シ
テ處斷
(五)問　贋金
答　諸藩
(六)問　前
二藩ノ
答　二藩
(廣島)贋
ニ贋金
金ヲ流
セリ而
ルニ皆
謂ヘリ
ニ遭ヒ
ノ地方
(七)問　第
答　今
(八)問　贋
在スル
答　目
(九)問　贋
答　目
(十)問　貨
ル金銀
與スル
カ損失
答　若
而ル後
(十一)問　今
ヲ布告
造シテ
損失ヲ
シムル
答
ノニ非
(十二)問　貨幣ヲ
兌換ヲ
擔當セ
答　果
スベシ
ルニ所
政府ノ
ニ服ヲ
貨幣ノ
諸侯ノ
衆議ヲ
(十三)問　客
スト說
方ニ脫
貴國政
シ)
(十四)問　本
國人ノ
アラス
ナリ
答　贋
之ヲ禁
用スベ
私ニ贋
甫ト爲

○軍艦發着
九日運河ヘ入